

狭山市工場立地法地域準則条例

工場に義務付ける緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び関連事務が全ての市に移譲されたことを受け、埼玉県狭山市は、独自の「緑地面積率等の基準」を定める条例を制定した。従来国の基準よりも要件を緩和し、市内立地工場が運営しやすい環境を整えて、さらなる設備投資や雇用増大による地域産業振興を図る。

狭山市環境経済部商工業振興課

1 条例制定に至った背景

(1) 狭山市の背景

狭山市は埼玉県の南西部、都心から35kmから40km圏に位置し、昭和29年に人口3万5000人の田園都市として誕生しました。

市の中央に環状線の国道16号が横断し、北西部には首都圏中央連絡自動車道、狭山日高ICがあり、今年度中には関越自動車道、中央自動車道に加え、東名高速道路、東北自動車道まで接続される予定であり、輸送にはたいへん恵まれた環境にあります。

市の総面積は、4904haで、その約29%が市街化区域であり、その内訳は、概ね住居系が73%、商業系4%、工業系23%（工業専用区域182ha、工業地域30ha、準工業地域114ha）です。

県内で中堅クラスの狭山市は、昭和30年代後半から、40年代にかけて、二つの工業団地を整備したこと、埼玉県を代表する工業都市となり、昭和57年には製造品出荷額が県内で首位となり、平成21年まで継続しましたが、22年、23年では第2位になり、24年には再び首位になりました。

市内には製造業約430事業所が操業しており、製造品出荷額の内訳は、輸送用機械器具が68%を占め、続いて食料品の8%、化学

工業の6%と続いています。（図1・図2は工業統計調査、図3・図4・図5は事業所操業環境状況調査）

(2) 狭山市工場立地法地域準則条例（以下、

準則条例）を制定することになった背景

①工場立地法の事務が市に移譲されました

図1 製造品出荷額の推移

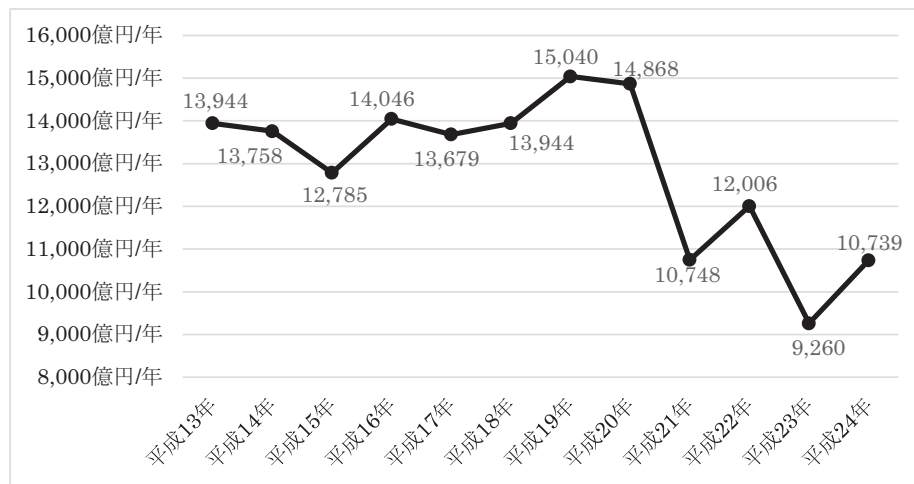


図2 業種別出荷額の推移

(単位: 万円)

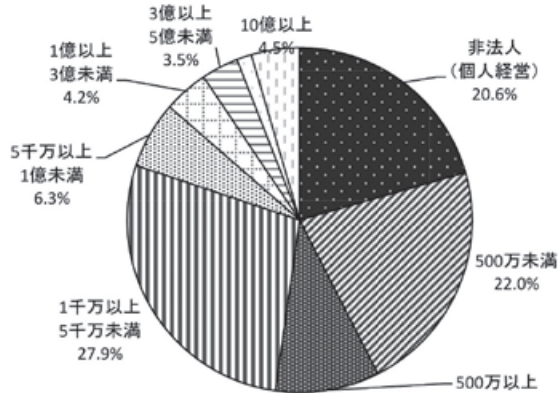
	平成13年	平成18年	平成23年	平成13年～ 平成23年 増減実数・率
食料品 (構成比)	6,561,056 (5.2%)	7,637,180 (5.5%)	7,279,830 (7.9%)	+718,774 (+ 11.0%)
飲料・たばこ・飼料製造業 (構成比)	369,686 (0.3%)	752,006 (0.5%)	936,221 (1.0%)	+566,535 (+ 153.2%)
繊維 (構成比)	22,847 (0.0%)	13,815 (0.0%)	-	-22,847 (- 100.0%)
繊維工業 (構成比)	-	-	-	-
衣服・その他の繊維製品 (構成比)	22,847 (0.0%)	13,815 (0.0%)	-	-
木材・木製品(家具を除く) (構成比)	64,095 (0.1%)	42,514 (0.0%)	17,255 (0.0%)	-46,840 (- 73.1%)
家具・装備品 (構成比)	35,363 (0.0%)	21,123 (0.0%)	x	
パルプ・紙・紙加工品 (構成比)	1,612,864 (1.3%)	516,578 (0.4%)	1,539,455 (1.7%)	-73,409 (- 4.6%)
出版・印刷・同関連 (構成比)	7,357,420 (5.8%)	2,085,974 (1.5%)	1,775,849 (1.9%)	-5,581,571 (- 75.9%)
化学工業 (構成比)	8,160,321 (6.4%)	7,346,875 (5.3%)	5,930,894 (6.4%)	-2,229,427 (- 27.3%)
プラスチック製品 (構成比)	148,992 (0.1%)	344,370 (0.2%)	433,448 (0.5%)	+284,456 (+ 190.9%)
ゴム製品 (構成比)	287,921 (0.2%)	x	x	
窯業・土石製品 (構成比)	189,720 (0.1%)	172,210 (0.1%)	126,221 (0.1%)	-63,499 (- 33.5%)
鉄鋼 (構成比)	243,683 (0.2%)	402,278 (0.3%)	143,972 (0.2%)	-99,711 (- 40.9%)
非鉄金属 (構成比)	34,193 (0.0%)	x	287,407 (0.3%)	+253,214 (+ 740.5%)
金属製品 (構成比)	728,867 (0.6%)	595,644 (0.4%)	530,488 (0.6%)	-198,379 (- 27.2%)
はん用機械器具 (構成比)	-	-	3,418,921 (3.7%)	
一般機械器具 (構成比)	10,650,333 (8.4%)	6,600,983 (4.7%)	2,025,274 (2.2%)	-8,625,059 (- 81.0%)
生産用機械器具 (構成比)	-	-	582,119 (0.6%)	
業務用機械器具 (構成比)	-	-	1,443,155 (1.6%)	
電気機械器具 (構成比)	3,289,264 (2.6%)	5,150,892 (3.7%)	2,926,932 (3.2%)	-362,332 (- 11.0%)
電気機械器具 (構成比)	-	3,324,087 (2.4%)	1,515,635 (1.6%)	
情報通信機械器具 (構成比)	-	35,091 (0.0%)	x	
電子部品・デバイス (構成比)	-	1,791,714 (1.3%)	1,411,297 (1.5%)	
輸送用機械器具 (構成比)	83,888,213 (66.1%)	106,082,158 (76.1%)	63,402,219 (68.5%)	-20,485,994 (- 24.4%)
精密機械器具 (構成比)	2,780,602 (2.2%)	740,179 (0.5%)	-	
その他 (構成比)	430,062 (0.3%)	587,057 (0.4%)	1,619,266 (1.7%)	+1,189,204 (+ 276.5%)
計	126,855,502	139,437,635	92,599,426	-34,256,076 (- 27.0%)

昭和40年代、日本は高度成長期を迎え工業は急成長しましたが、その代償として多くの公害問題が発生し、深刻化したことから、工場立地の適正化を推進するため、工場立地法

が昭和49年に施行されました。このことにより、公害を抑制する技術革新が進み、環境の状況は飛躍的に好転しました。しかし、近年の国内の製造業の環境は、経

済のグローバル化が進み、多くの日本企業は競合アジア諸国等に進出し、国内の工業、特に製造業は空洞化が進み、雇用面においても大きな社会問題になっています。

図3 資本金の内訳

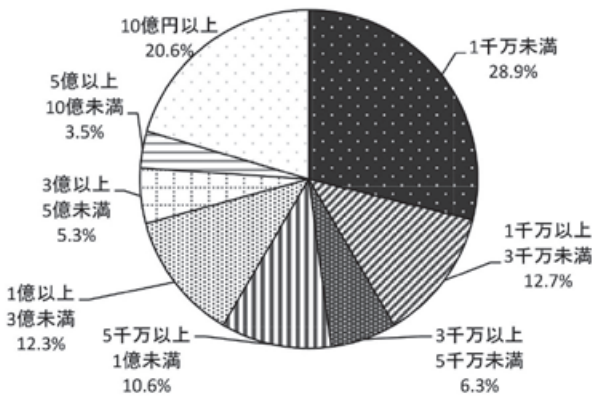


このため、国内の製造業への支援策として、工場立地法で義務付けられている緑地等の取扱いが段階的に軽減されてきました。

平成23年8月に公布された「地域主権第二次一括法」の施行もその一環であり、平成24年4月からは、県及び政令指定都市の事務であった工場立地法に係る事務が、全ての市に権限が移譲されるとともに、法の定めた範囲内において、各自治体の環境に合った独自の緑地率、環境施設面積率（以下緑地率等）を「準則条例」として制定することが可能になりました。

東京都をはじめ、周辺の県では、独自の準則条例が制定されておりますが、埼玉県では制定していないため、市が独自の準則条例を

図4 直前の決算売上状況



2 条例制定の経緯

制定する必要性がありました。

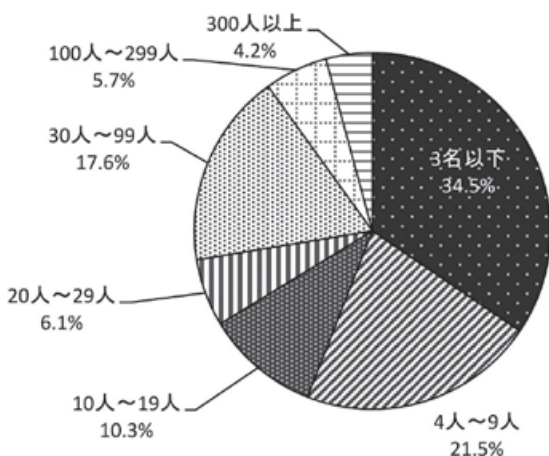
②市内企業からの相談

企業支援を担当をする当課では、工業会をはじめとする各事業所との意見交換を行っており、その中で、事業拡張を希望しても周辺に用地がなく困っている旨の相談が数社からありました。

立地した当時は、周辺が農地等でありましたが、現在では住宅が多く、用地の追加取得が困難な事業所が多数あります。

これらのことにより準則条例の制定の検討を進めることになりました。

図5 従業員数の内訳



(1) 庁内調整

都市計画法担当課・開発行為・緑地保全・環境対策の担当課を対象に、条例を制定するに当たり、考慮する必要がある関係法令や条例、推進している事業についての説明等を受け今後の対応を協議しました。

その結果

①工業専用地域の中に独自の緑地率を設定している地区計画区域があり、その取扱いについてはどのようにするのか。

②開発行為と準則条例が該当した場合、どちらの規定を優先させるのか。

③埼玉県条例である「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、市の総合振興計画に示さ

れている将来像「緑と健康で豊かな文化都市」との整合性はどのように考えるのか、などの問題提起がありました。

(2) 経済産業省、関東経済産業局からの助言
市に工場立地法の事務が権限移譲となったことによる取扱いについての説明会が開催され、経済産業省、関東経済産業局からの説明の後に、「疑問点がありましたら問い合わせください」との挨拶をいただいたことから、準則条例の策定に関する基本的な考え方、市内で問題提起された内容についての助言を受けるために、失礼ながら直接伺うことにしました。

担当になって日が浅い私が何処まで踏み込んだ話ができるのか不安を抱えながらの訪問でしたが、たいへん丁寧に相談を受けて頂きました。

次に、関東圏内の自治体が制定した準則条例の資料を集め、独自の緑地率等を設定した状況等の問い合わせをさせていただきました。

当然のことですが、関東圏内でも都心から離れていて、緑が豊富な自治体は、思い切った緑地率等の緩和策を実施しており、都心に近いほど緑地の緩和率が少なくなっています。

このことから、都心からの距離が同程度で、工場、住宅の立地状況が類似している自治体の緑地率を参考に決めることにしました。

市内会議では、緑地等の負担の軽減を行う

ことについての異論がありました。工業、特に製造業の空洞化による経済の危機的状況や負担を軽減することにより、設備投資が活発になり、雇用の創出に繋がることを説明し、6回の市内会議を経て合意ができ、法規担当課と調整し、狭山市工場立地法地域準則条例案が策定できました。

それから、市内での政策調整会議、政策会議、庁議を経て議会に提案することになりました。パブリックコメントは18日間実施しました。

3 条例の内容と構成について

本条例は、7条の条文で構成しています。

第1条(趣旨)は、工場立地法4条の2第2項の規定に基づき、4条1項の規定により公表された準則に代えて、適用すべき準則を定める規定です。

第2条(定義)は、使用する用語の意義についての規定です。

第3条(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)は、市独自の面積率が規定されています。具体的には、準工業・工業地域については5%緩和して緑地率を15%、環境施設面積率を20%にし、工業専用地域では10%緩和して緑地率を10%、環境施設面積率を15%とし、地区計画区域は準則条例の区域外にしました。

第4条(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)は、工場の敷地が2以上の用途区域にわたる場合の規定で、敷地面積が多い地域の緑地率等で全ての敷地を算出することにしました。

第5条(建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合)は、重複緑地及び屋上緑化施設の取扱いで、工場立地法では緑地として25%までカウントできますが、準則条例を制定した自治体については、条例に規定を設けることにより、50%までカウントできる制度に基づき限度まで設定しました。

第6条(他の地方公共団体の長との協議)は、工場の敷地が2以上の市町村にまたがる場合、自治体の長が協議することとしたものです。

第7条(委任)は、条例に定めていない内容が発生した場合は市長が別に定めるとしたものです。

4 今後の課題

以上の経緯により「準則条例」は平成26年1月1日から施行しましたが、企業支援を推進する際に次の課題があります。

(1) 新規に立地するための用地の不足

当市は二つの工業団地がありますが、現在紹介できる用地がほとんどありません。圏央道の延長が実施されるなか、2万㎡、3万㎡

の用地を希望する問い合わせがありますが、空地が生じたら情報の提供を行うことで対応しています。

(2) 後継者問題

アンケート調査の結果によると、後継者が決まっていない事業所が57%に達しており、この内の2割弱の事業所については廃業又は施設の譲渡等を考えています。

このことは全国的にも、同じような状況であると思われませんが、国、自治体が早急に有効な施策を実施する必要があると考えています。

(3) 人口の減少の歯止め

当市の人口は平成7年の16万2000人をピークに年々減少傾向にあり、26年3月では15万4000人になりました。年少人口、生産年齢人口の比率は低下し、高齢人口の比率は2割を超えて年々増加し、少子高齢化が進んでいます。

狭山市に居住される条件として、通勤時間は大きな要素と考えており、準則条例の施行により多くの市内事業所に活性化していただき、雇用の増加に繋がりたいと考えています。

5 今後の展望

現在、市が行っている企業支援に関する支援は次のような施策を実施しています。

① 中小企業を対象にした8種類の「融資制

度」を実施しており、20～30%の利子助成も行っています。

② 「企業立地奨励金制度」を設け、製造業等の事業所が新規立地した場合、既存の事業所が事業拡張のために設備投資をした場合、一定の規模以上であれば、取得した土地、家屋、償却資産に係る固定資産税、都市計画税の2分の1相当額を5年間交付するとともに、設備投資に伴い新たに雇用した場合の助成も行っています。

③ 中小企業者、起業希望者が新規製品の研究・開発を行う施設インキュベーションセンターを建設し運営するとともに、開発に関する様々な課題について、首都圏産業活性化協会の専門員が対応し、産学官の連携の紹介や、公的助成金の申請方法、特許取得のための指導や助言を行っています。

④ 市内中小企業者につきましても「中小企業経営支援相談事業」を実施し、同様の助言・指導を行っています。

⑤ 用地の拡張については、県が推進している、「田園都市産業ゾーン基本方針」に基づき、新たな工業系の土地利用転換について検討を始めたところです。

今後、準則条例と併せて、これらの施策を有効に活用して企業支援を推進していきたいと考えています。

●第31号 (2012年11月発売) 定価(本体1,143円+税)

・特集 義務付け・枠付けの見直しと条例制定

義務付け・枠付けの見直しに関する条例制定の動向
〔先進自治体における条例制定事例〕
香川県道路の構造の技術的基準に関する条例
福井県営住宅条例の改正について
札幌市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例について
東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の制定について
福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例

・トピックス

急増する空き家対策条例
公共政策大学院の現状と課題

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 Web URL: <http://gyosei.jp>
受付時間: 月～金 9時から17時 FAX: 0120-953-495 発行